

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

若狭町エコ・ルネサンス推進計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

福井県三方上中郡若狭町

3. 地域再生計画の区域

福井県三方上中郡若狭町の全域

4. 地域再生計画の目標

若狭地域は、5世紀中頃には朝廷に食材を提供した 御食国（みけつくに）であり、大陸の文化をも伝える地であった。当時の首長で朝廷の食を司っていた膳臣斑鳩（かしわでのおみいるか）の治めた地域は、平成 17 年 3 月 31 日に旧三方町と旧上中町が合併した若狭町に符号する。

長い時代を経て再生された若狭町は、人口 17,380 人、面積は 178.65km²の町であり、海、湖、農地、山林等に囲まれた自然環境の豊かな地域である。しかし、近年、若狭湾・三方五湖・河川の汚濁、耕作放棄農地の増加、山林の荒廃等により、漁獲量の減少、観光・宿泊客の減少等、若狭町を取り巻く環境は厳しい状況である。一方で、近年、若狭街道沿いの瓜割の滝「名水百選」選定（昭和 60 年 1 月）熊川宿「水の郷百選」選定（平成 8 年 3 月）また、三方五湖の「ラムサール条約」の登録（平成 17 年 11 月）など若狭町の豊かな自然環境が評価されてきている。

本町としては、これを契機として、若狭町全域を対象として、自然環境を飛鳥時代に復元することで、御食国 としての風土を取り戻し、資源循環型社会を形成することを目的とした「若狭町（旧三方町）バイオマスタウン構想」（平成 17 年 3 月公表）を策定した。

具体的には、三方五湖周辺の各種廃棄物の再資源化、田畑等の休耕地の修復、山林の修復等により、水質環境の向上、安心・安全な食糧自給率の向上（バイオマス資源の再資源化等）、環境関連ビジネスの創出（環境教育、建設業新分野）を実現する。

さらに、若狭町の農林漁業（第一次産業）と環境ビジネスとの連携による高収益・

高付加価値型農林漁業の展開、地域間交流の促進、梅酒やへしこ（鯖を発酵させた加工食品）製造などの加工業（第二次産業）及び宿泊・観光業などのサービス産業（第三次産業）等の展開による地域経済の活性化と雇用機会の創出を実現する。

具体的には、三方五湖周辺の各種廃棄物の再資源化、田畑等の休耕地の修復、山林の修復等により、水質環境の向上、安心・安全な食糧自給率の向上（バイオマス資源の再資源化等）、環境関連ビジネスの創出（環境教育、建設業新分野）を実現するとともに、併せて、若狭町の農林漁業（第一次産業）と環境ビジネスの連携による高収益・高付加価値型農林漁業の展開、地域間交流の促進、梅酒やへしこ（鯖を発酵させた加工食品）製造などの加工業（第二次産業）及び宿泊・観光業などのサービス産業（第三次産業）等の実施による地域経済の活性化と雇用機会の創出、を実現する。

また、地域の再生(活性化)は、地域住民の参加が不可欠である。そのため事業目標を明確にし、住民との意識の共有化を図りながら共同作業により進める。

以上二つの要素をバランスよく融合させ、生活の向上、地域の活力を見出し新しい21世紀のライフスタイルを目標とした「若狭町エコ・ルネサンス推進計画」を実現する。

(目標1): 地域資源を活かしながら環境改善を進める。

- ・バイオマス利用率の向上

未利用バイオマスの利用率15%（現在）を40%（平成22年度）に向上

廃棄物系バイオマスの利用率についても「バイオマスタウン構想」の推進強化により、利用率90%（平成22年度）をめざす。

(目標2): 町民一人一人を環境改善の担い手に育てる。

- ・環境教育遠隔学習（eラーニング）導入校数を0校から全11校に増加

- ・環境教育イベントの開催数を、年1回から年6回に増加

(目標3): 若狭町の農林漁業（第一次産業）と環境ビジネスとの連携による高収益・高付加価値型農林漁業の展開等による地域経済の活性化と雇用機会の創出

- ・異業種連携参加数15団体、年間売上額5億円を目標

添付資料 3 若狭町エコ・ルネサンス推進計画の展開イメージ

5. 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

「バイオスタウン構想」の推進を強化することにより、三方五湖周辺のバイオマス資源と農漁村資源を有効に活用し、資源循環型社会を実現する。

そして、町民一人一人を環境改善の担い手に育てるために、独自の環境教育遠隔学習（eラーニング）の開発・運用など環境教育プロジェクトを展開する。

プロジェクトによって生み出される各種技術開発の成果をビジネスとして展開することにより、環境と経済が好循環する町の活性化を実現する。

プロジェクトチームの編成により、事業が効率的かつ集中的に実施することが出来る。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

特定地域再生事業に関する事項

【A2001】地域再生に資する民間プロジェクトに対する課税の特例

（バイオマス資源と農漁村資源の活用の推進）

(1) 課税の特例と対象となる特定事業の内容

- ・ 若狭町には、町とJA三方五湖の出資による第3セクター方式による農業生産法人「株式会社エコファームみかた」がある。同社は、若狭町の農地保全を軸として、町内で福井梅と棚田米を栽培し、自ら加工・販売を行っている。
- ・ 本計画においては、この農業生産法人「株式会社エコファームみかた」を母体に民間企業・団体、公的団体等（地方公共団体の出資を5/100以上1/3以下に変更する）による出資による、「（仮称）若狭町エコ・ルネサンス株式会社」を設立し、同社が行ってきた農業、農産加工品製造などの農業関係事業に加え、農作物残渣等をリサイクルした炭化物等の製造販売を行う資源循環事業を行わせることとする。
- ・ 具体的には、若狭町（旧三方町）バイオスタウン構想に基づき、町域内において発生する農作物残渣、畜産残渣、間伐材・剪定枝、下水道汚泥、水産加工残渣等のバイオマスを搬入し、前処理、炭化処理などを行い、炭化物及びエネルギー製造・販売等を行う。
- ・ このような農業関係事業と環境ビジネスとの連携促進により、自然環境に配慮した地域（若狭）ブランドを確立し、第一次産業、第二次産業および第三次産業の高収益・高付加価値化を図る。

(2) 事業の実施による雇用機会の創出に係る具体的効果

- ・ 農業関係事業に加え資源循環事業を展開することにより、新会社において常時雇用する従業員として36人分の雇用を創出する。

また、農産物等の地域（若狭）ブランド確立による一次産業の再興及び観光事業の活性化による派生的な雇用促進も期待できる。

5 - 3 その他の事業

5 - 3 1 その他地域再生の認定に基づく支援措置

(1) 特定地域プロジェクトチームの編成【C3003】

[取り組むべき課題]

「若狭町エコ・ルネサンス推進計画」を実現するための施策の検討及び実施

[内容及び必要性]

若狭町（旧三方町）バイオスタウン構想に基づく本地域再生計画の目標を実現するためには、町民一人一人が環境改善の担い手となるようその育成を図ること、農林漁業と環境ビジネスの連携による高収益・高付加価値型事業の展開等を推進するための施策が必要である。

そのため、若狭地域の現況を調査し、本町の地域特性に応じた地域資源を生かした環境改善の方針や施策の検討を行い、具体的な施策を確実かつ継続的に行う。

本町では、これら施策を総合的に検討する専門的な委員会として、「若狭町エコ・ルネサンス推進委員会」の設置を予定している。

委員会は、多岐にわたる環境関連の新規技術や事業化におけるノウハウに係わる専門性が必要とされ、組織横断的な議論の場となることが望まれることから、委員には、国土交通省、農林水産省、環境省、経済産業省などの国の機関にも参加して頂き、各種情報提供・指導のもとに検討を進める。

[想定される成果]

想定される「若狭町エコ・ルネサンス推進計画」の目標

飛鳥時代の自然環境を実現し、地域の生活向上、地域の活力を見出した新しい21世紀のライフスタイルを実現する。

委員会の設置により想定される成果

委員会(プロジェクトチーム)の編成により、「バイオスタウン構想」の推進、「環境改善の担い手育成」、「農林漁業と環境ビジネスの連携による高収益・高付加価値事業の展開」等の事業が、効率のかつ集中的に実施することができ、本町の地域再生に資する。

(2) 日本政策投資銀行の低利融資等【C0701】

(仮称)若狭町資源循環センターの整備

本事業が地域再生計画の目標に不可欠である理由

- ・ 地域再生計画により形成を目指す資源循環型社会の実現には、資源循環センターを整備する必要がある。
- ・ 資源循環センターは、自然環境を飛鳥時代並みに復元することで地域（若狭）ブラ

ンドを確立するための誘導策であり、民間資金の積極的な導入により町内に整備しなければならない。

- ・ 日本政策投資銀行からの金融面での判断を得て、融資が可能となった場合に、同行の融資を受けてこれら民間資金の導入を促進する。

融資等を受けようとする者の概要

- ・ 農業生産法人「株式会社エコファームみかた」を母体に民間企業・団体、公的団体等（地方公共団体の出資を 5/100 以上 1/3 以下に変更する）の出資による「（仮称）若狭町エコ・ルネサンス株式会社」を設立する。同会社は、農林漁業と環境ビジネスの連携による高収益・高付加価値型農林漁業の展開、地域間交流の促進、多様な担い手の育成、環境、景観、伝統文化の維持保全、資源循環型社会の実現等、魅力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

融資等を受けようとする事業の概要

- ・ （仮称）若狭町エコ・ルネサンス株式会社はその母体となる農業生産法人「株式会社エコファームみかた」の事業である農地保全を軸とする農産物・農産加工品・若狭の梅酒の製造販売および「縄文プラザ」の農村レストラン、特産品販売所、農産物直売所の運営を引き継ぐ。

また、本計画により、新たに、若狭町（旧三方町）バイオマスタウン構想に基づき、町域内において発生する農作物残渣、畜産残渣、間伐材・剪定枝、下水道汚泥、三方五湖の湖底汚泥、水産加工残渣等のバイオマスを搬入し、前処理、炭化処理などを行い、炭化物及びエネルギー製造・販売等を行う。

5 - 3 - 2 地域再生基本方針に基づく取組

(1) 「バイオマスタウン構想」の推進強化

廃棄物系バイオマス（可燃ごみ、下水汚泥、生ごみ、糞尿など）は、堆肥やスラグとして利用・販売する。

未利用バイオマス（梅の剪定枝、三方五湖の湖底汚泥、水産廃棄物など）は、燃料、堆肥、骨材、フィッシュミールなどとして利用・販売する。

資源化するための拠点施設として「（仮称）若狭町資源循環センター」、水産廃棄物リサイクルの拠点施設として「（仮称）若狭町水産資源循環センター」を整備する。

添付資料 4 バイオマス資源の処理と利用フロー図

添付資料 5 過熱蒸気乾燥炭化システムフロー図

(2) 環境教育プロジェクト

独自の環境教育遠隔学習（e ラーニング）プログラムの開発を行って CATV 網を經由

した学習・交流の場をつくり、環境教育のネットワーク化を進める。

自然環境再現をサポートするナレッジデータベース構築と水質環境等を常時モニタリングするための高度環境監視システムを開発する。

新しい環境教育プロジェクトの成果を発表・交流する各種イベントを開催する。

環境教育プロジェクトの実践の拠点として、「(仮称)若狭町環境教育センター」を整備する。

添付資料 6 環境教育遠隔学習の導入イメージ

(3) 環境関連ビジネス事業化プロジェクト

「バイオマスタウン構想」や「環境教育プロジェクト」で蓄積されるノウハウや生成物を積極的に商品化し収益事業を行う。

(4) 中小企業をコアとする異業種連携推進プロジェクト

「バイオマスタウン構想」や「環境教育プロジェクト」における各種の新規技術開発や商品化にあたっては、産官学の協力が不可欠であるが、特に地域の中小企業やベンチャー企業がコアとなって異業種の連携を構築することが重要であり、その推進を図る。

異業種連携実現のための資金は、中小企業支援新法（平成 17 年 4 月施行）による補助金と民間投資により確保する。

(5) 三方五湖湖底汚泥活用事業

三方五湖の有機汚泥を汲み上げ、分別・洗浄して、砂など建設資材を生産する事業への進出を行う。将来的に一般廃棄物処分場の掘起こし事業など、環境修復事業への取組を行う布石とする。

6. 計画期間

認定の日から平成22年3月まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間終了後、「若狭町まちづくり委員会」において、目標達成状況についての評価を行い、若狭町役場内の「庁内委員会」に報告し、その確認を受ける。

「若狭町まちづくり委員会」は、住民団体や農協、漁協、森林組合、観光協会、社会福祉団体により構成される委員会で、各種事業の具体的検討、事業推進を行う。

若狭町役場の「庁内委員会」は、助役を委員長とし、主に関係課の担当で構成される委員会で、各種検討結果は町長の承認を受ける。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし